

## 規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十八号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成三十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十六条中「当該申請を行う者」を「当該生徒等」に改める。

第十八条第一号中「及び第二十条」を「及び第二十一条」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ルの次に次のように加える。

ヲ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（知事が行うものに限る。）に関する情報

第十八条第二号から第六号までの規定中「ワまで」を「ワまで」に改める。

第十九条第九号及び第二十四号中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条に次の二号を加える。

三十三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。第二十八条第三号において「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

三十四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第二十条第一号中「療育手帳」の下に「（知的障害者（知的障害のある児童を

含む。) に対して交付する手帳であつて、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第二十五条中「当該申請を行う者」を「当該生徒等」に改める。

第二十八条に次の二号を加える。

三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第二条第三号に規定する肝炎患者等（以下この条において「肝炎患者等」という。）に対する肝炎治療のための医療費助成（以下この条において「肝炎治療医療費助成」という。）に係る医療費の支給に関する事務

二 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成に係る受給者証の交付、再交付又は返還に関する事務

四 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 肝炎患者等に対する肝炎検査のための検査費用助成の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第七条 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号。以下「特別県営住宅条例」という。）第七条及び特別県営住宅条例第八条第一項において準用する埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号。以下「県営住宅条例」という。）第十八条第一項並びに特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する県営住宅条例第十七条第一項、第十八条第一

- 項及び第三十三条第一項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
- 二 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十七条第三項及び第三十三条第二項の収入の把握に関する事務
- 三 特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第十九条及び第二十一条第一項後段並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十九条（県営住宅条例第十六条の二第五項及び県営住宅条例第三十五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第七項において準用する場合を含む。）及び県営住宅条例第二十一条第一項後段の家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する県営住宅条例第二十一条第一項前段の敷金の徴収に関する事務
- 五 特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第十九条及び第二十一条第一項後段並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十九条（県営住宅条例第十六条の二第五項及び県営住宅条例第三十五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第七項において準用する場合を含む。）及び県営住宅条例第二十一条第一項後段の家賃、金銭若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する県営住宅条例第八条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 七 特別県営住宅条例第八条第一項及び第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十五条及び第十六条の知事の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第四十三条第一項及び第四項並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十五条第一項並びに第四十三条第一項及び第四項の明渡し請求に関する事務
- 九 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十六条第一項の家賃の決定又は県営住宅条例第三十五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第六項の金銭の徴収に関する事務
- 十 特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する県営住宅条例第三十

五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第五項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

十一 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十七条のあつせん等に関する事務

十二 特別県営住宅条例第八条第一項及び第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十九条第一項の収入状況の報告の請求等に関する事務

第十八条第一号中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同号ト中「又は」を「(第二十一条において「就労自立給付金支給関係情報」という。)又は」に改める。

第十九条第九号中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、「就労自立給付金の支給に関する情報(以下この条)の下に「及び第二十一条」を加え、同条第二十四号中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同条第三十三号中「第二十八条第三号」を「第二十九条第三号」に改める。

第二十八条を第二十九条とし、第二十一条から第二十七条までを一条ずつ繰り下げ、第二十条の次に次の一条を加える。

第二十一条 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特別県営住宅条例第七条及び特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第十八条第一項並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十七条第一項及び第三項、第十八条第一項並びに第三十三条第一項及び第二項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る特別県営住宅条例第二条第一号の特別県営住宅(以下この条において「特別県営住宅」という。)の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ハ 療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二 特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第十九条及び第二十一条第一項後段並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十九条(県営住宅条例第十六条の二第五項及び県営住宅条例第三十五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第

七項において準用する場合を含む。）及び県営住宅条例第二十一条第一項後段の家賃、金銭又は敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

三 特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第十九条及び第二十一条第一項後段並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十九条（県営住宅条例第十六条の二第五項及び県営住宅条例第三十五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第七項において準用する場合を含む。）及び県営住宅条例第二十一条第一項後段の家賃、金銭又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

四 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第八条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

五 特別県営住宅条例第八条第一項及び第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十五条の知事の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報並びに同条の規定により同居させようとする者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

六 特別県営住宅条例第八条第一項及び第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十六条の知事の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

情報

七 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十

五条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

八 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第五項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

九 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十条のあっせん等に関する事務 当該あっせん等に係る特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

十 特別県営住宅条例第八条第一項及び第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第四十三条第一項及び第四項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

#### 附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。